

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第7号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成17年総社市条例第129号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称, 位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。			(名称, 位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。		
名 称	位 置	定 員	名 称	位 置	定 員
略			略		
山手小学校区放課後児童クラブ 施設	総社市岡谷 607 番地 2	<u>160 人</u>	山手小学校区放課後児童クラブ 施設	総社市岡谷 607 番地 2	<u>70 人</u>
略			略		

附 則

この条例は, 令和8年4月1日から施行する。